

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 197 条において準用する第 89 条、第 105 条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 13 号及び定款 18 条の規定に基づき、公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター（以下、この法人という。）の役員等の報酬並びに費用に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款 30 条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款 14 条に定める者をいう。
- (3) 役員等とは、役員及び評議員とする。
- (4) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、役員のうち常勤役員以外の者及び評議員をいう。
- (6) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号に定める報酬、賞与その他職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、次項に定める費用とは明確に区別されるものとする。
- (7) 費用とは、職務執行に伴い発生する通勤手当、旅費、(宿泊費を含む)、交通費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等にはその職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の総額)

第4条 この法人の役員等の報酬等は、定款 18 条及び第 37 条に基づき、各年度、以下の総額を超えないものとする。

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 理事総額 | 90,000円（常勤理事を除く） |
| (2) 評議員総額 | 60,000円 |
| (3) 監事総額 | 50,000円 |

- 2 常勤の理事を置く場合は、理事会及び評議員会の承認を経て、各年度480,000円の範囲内で支給することができる。
- 3 役員等の報酬は、別表1及び別表2並びに別表3の役員等の報酬基準表に基づくものとする。
- 4 各々の役員等の報酬は、その勤務の態様に応じて前項の基準により評議員会の承認を得て決めるものとする。

(支給)

第5条 報酬の支給は、別表1の役員等の報酬基準表による

(支払日支及び払方法)

第6条 基準表の月額欄の適用を受ける役員等の報酬は、その内訳を明示して毎月21日に当月分を、現金で直接本人に支給する。支給日が休日に当たるときは繰上げ支給する。

- 2 基準表の日額欄の適用を受ける役員等の報酬は、その職務を執行した日数に応じて、その職務を執行した日に現金で直接本人に支給する。

(費用)

第7条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求があった日から遅滞なく払うものとする。また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 前項の費用のうち旅費は、この法人の旅費規程を準用する。

(公表)

第8条 この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給を基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は評議員会及び理事会の決議により行うものとする。

附則 この規程は、公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センターの設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表 1

非常勤役員等の日額報酬基準表

非常勤 理事及び 評議員	役職	報酬額
	理事長	2号級 2,000円/日額
	副理事長	2号級 2,000円/日額
	理事及び評議員	2号級 2,000円/日額
監 事	監 査	5号級 5,000円/日額
	理事会及び評議員会 への出席監事	2号級 2,000円/日額

※ 理事が常勤と非常勤を兼ねる場合は、理事の報酬は、常勤理事の報酬に限る。

別表 2

常勤役員等の月額報酬基準表

区分	月額報酬	区分	月額報酬
1号	5,000円	7号	60,000円
2号	10,000円	8号	80,000円
3号	20,000円	9号	100,000円
4号	30,000円	10号	120,000円
5号	40,000円	11号	150,000円
6号	50,000円	12号	180,000円

別表 3

役員等の日額報酬基準表

区分	日額報酬
1号	1,000円
2号	2,000円
3号	3,000円
4号	4,000円
5号	5,000円

改定経過

第1次改定 令和3年6月24日 評議員会で決議

第4条 この法人の役員等の報酬等は、定款18条及び第37条に基づき、各年度、以下の総額を超えないものとする。

- (1) 理事総額 20,000円 (常勤理事を除く)
- (2) 評議員総額 15,000円
- (3) 監事総額 20,000円

別表1

非常勤役員等の日額報酬基準表

	役職	報酬額
非常勤 理事及び 評議員	理事長	1号級 1,000円/日額
	副理事長	1号級 1,000円/日額
	理事及び評議員	1号級 1,000円/日額
監事	監査	5号級 5,000円/日額
	理事会及び評議員会 への出席監事	1号級 1,000円/日額

※ 理事が常勤と非常勤を兼ねる場合は、理事の報酬は、常勤理事の報酬に限る。

別表3

役員等の日額報酬基準表

区分	日額報酬	区分	日額報酬
	関係業界団体の役職員		学識経験者等
1号	1,000円	1号	1,000円
2号	2,000円	2号	2,000円

3号	3,000円	3号	5,000円
4号	4,000円	4号	10,000円
5号	5,000円	5号	15,000円